

平成 26 年 1 月 16 日  
公益社団法人日本警察犬協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しないので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電話 03-5828-2521（内 41）

FAX 03-5828-3768

電子メール [info@policedog.or.jp](mailto:info@policedog.or.jp)